

業務委託契約書

南箱根ダイヤランド株式会社（以下甲という）とダイヤランド区民の会（以下乙という）は、甲が南箱根ダイヤランド（以下当地という）に常住する世帯（以下丙という）に対して、実施してきた広報等の配布業務及び区に関わる業務を、以下の条件にて乙に委託することについて合意したので、本日業務委託契約を締結する。

第1条 用語の規定

- ① 広報とは、別紙に記載された配布資料をいう。
- ② 当地に常住する世帯とは、函南町に住民票を移動し常住している世帯をいう。
伊豆の国市に常住する世帯は含まれない。

第2条 業務委託の範囲

甲は丙に対して配布している広報等の配布業務及び区に関わる業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。
ただし、乙に加入していない世帯は配布の範囲外とする。

第3条 委託料

委託料月額 金 100,000 円（+税）とする。

第4条 委託料の増減

前条の委託料は広報等の配布部数から計算したものではないため、配布先の増減等理由の如何を問わず将来においても委託料の増減はしない。
将来、乙が複数に分区した場合に於いても委託料は増減しない。この場合業務委託料は分区した数で均等に分割する。

第5条 乙の解散

乙が解散又は事実上、区として機能しないと甲が判断した時、甲は本契約を直ちに解除することが出来る。

第6条 分区による契約の継続

将来、分区により乙が複数になる場合は、本契約は解約となり新に出来た区と業務委託契約を締結するものとする。この場合の契約条件は基本的に本契約内容を継承するものとする。

ただし、分区の理由（又は原因）が分裂、一部の独走などに起因するものであると甲が判断した場合、甲は業務委託契約をいずれの区とも締結しない。

第7条 乙の報告義務

乙に役員又は組織の変更あるときは、お互い業務の疎通をはかるためにも速やかに甲に報告をしなければならない。

第8条 委託料の支払い

第3条の委託料は、毎月末締め翌月10日に乙指定の金融機関に振込にて支払うものとする。この場合振込手数料は甲の負担とする。

第9条 委託業務の期間

本契約の期間は令和3年(2021年)4月1日より令和4年(2022年)3月31日までの1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙双方より解約の意思表示がない場合、本契約は同一条件で年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第10条 契約の解除

乙が委託業務を履行していないと、甲が判断した場合は、本契約を解除することが出来る。

また、本契約第5条及び第6条記載の理由により、本契約が解除になった場合は、契約解除日をもって費用の精算を行うものとする。

第11条 ダイヤランドホールの使用料

乙が会議等でダイヤランドホールを使用する場合、利用料は無料とする(月1回程度)。

第12条 信義誠実

本契約に定めのない事項は、甲、乙が協議して決定するものとする。

以上、契約成立の証として、本契約書2通を作成し、甲、乙が記名押印し、各1通を保有する。

令和3年 月 日

甲 南箱根ダイヤランド株式会社

代表取締役

乙 ダイヤランド区民の会

区長

副区長

第1条① 配布資料

広報かなみ

広報函南お知らせ版

交通安全関係チラシ、田方郡交通災害共済加入申込書

学校だより、道徳教育だより

議会だより、

けんこう田方、日赤社員加入と社費取りまとめ

箱根路、玄岳だより

社会福祉協議会だより、こんにちはボランティア、社協会員加入と会費の取りまとめ

ふれあい広場チラシ、チャリティーバザー物品寄付取りまとめ、赤い羽根募金とりまとめ

If (いふ)

自主防災新聞

クリーン函南

生涯学習案内

函南町民カレンダー

など